

福岡市動物の愛護及び管理に関する条例（案）

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条 - 第 7 条）
- 第 2 章 動物の適正な飼養（第 8 条 - 第 12 条）
- 第 3 章 特定動物の適正な飼養（第 13 条 - 第 21 条）
- 第 4 章 動物取扱業の規制（第 22 条 - 第 31 条）
- 第 5 章 犬及びねこの引取り等（第 32 条 - 第 34 条）
- 第 6 章 勧告，命令等（第 35 条）
- 第 7 章 雑則（第 36 条 - 第 40 条）
- 第 8 章 罰則（第 41 条 - 第 47 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は，市，市民，飼い主及び動物取扱業者の責務を明らかにし，動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより，市民の動物に対する愛護の精神の高揚を図るとともに，動物による人の生命，身体及び財産に対する侵害を防止し，もって人と動物との調和のとれた共生社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物 人が飼養（保管を含む。以下同じ。）する動物であって，ほ乳類，鳥類及びは虫類に属するものをいう。
- (2) 飼い主 動物の所有者又は占有者をいう。
- (3) 施設 動物を飼養するための工作物をいう。
- (4) 特定動物 ライオン，わし，わにその他の人の生命，身体及び財産を侵害するおそれのある動物として規則で定めるものをいう。
- (5) 動物取扱業 施設を設置して動物を飼養し，次に掲げる行為（畜産農業に係る場合及び試験研究用又は生物学的製剤の製造の用その他規則で定める用途に供するために動物を飼養する場合を除く。）を業として行うことをいう。
 - ア 動物の販売
 - イ 動物の保管
 - ウ 動物の貸出し
 - エ 動物の訓練
 - オ 動物の展示
 - カ その他規則で定める行為
- (6) 動物取扱業者 第 22 条第 1 項の登録を受けている者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するために必要な施策を策定し、市民、市民団体及び事業者と協力して、これを実施するよう努めるものとする。

2 市は、動物に起因する諸問題の解決に向けて取り組む地域における団体と連携し、及び協力して、当該諸問題の解決に努めるものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向けて、動物の愛護に努めるとともに、市、市民、市民団体及び事業者が実施する動物の愛護及び管理に関する事業に主体的に協力するよう努めなければならない。

(飼い主になろうとする者の責務)

第5条 飼い主(動物を一時的に占有する者を除く。以下この条において同じ。)になろうとする者は、動物の飼養に先立ち、当該動物の生態、習性、生理等に関する知識の習得に努めるとともに、将来にわたる飼養の可能性について、住宅環境及び家族構成の変化等も考慮した慎重な判断を行うなど、当該動物がその一生を終えるまで飼養する責務を果たす上で支障が生じないように努めなければならない。

2 野生動物等の飼い主になろうとする者は、当該動物の飼養に先立ち、その特殊性を考慮し、飼養に係る諸条件について、慎重かつ責任をもって検討しなければならない。

(飼い主の責務)

第6条 飼い主は、動物の生態、習性、生理等を理解するとともに、命あるものである動物の飼い主としての責任を十分に自覚し、動物を適正に飼養するよう努めなければならない。

2 飼い主は、周辺環境に配慮し、動物の飼養について近隣住民の理解を得られるよう心がけることにより、人と動物とが共生できる環境づくりに努めなければならない。

3 飼い主は、動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受けられる機会を与えることが困難となるおそれがあると認める場合は、生殖を不能にする手術その他の繁殖を防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

4 飼い主は、動物がその一生を終えるまで当該動物を飼養するよう努めなければならない。

5 飼い主は、動物がその一生を終えるまで当該動物を飼養することが困難となった場合は、新たな飼い主を見つけるよう努めなければならない。

6 飼い主は、動物の逸走、放し飼い等により、野生動物の捕食、在来種の圧迫等の自然環境保全上の問題が生じ、人と動物との共生に支障が生じないように十分に配慮しなければならない。

(動物取扱業者の責務)

第7条 動物取扱業者は、その事業に係る動物の購入者等に対し、当該動物の適正な飼養の方法について必要な説明を行い、理解させるよう努めなければならない。

2 動物取扱業者は、子犬及び子ねこの販売等を行うに当たっては、特別の場合を除き、当該子犬及び子ねこの社会化(その動物が人間及び動物との接触等の体験を通じ、社会集団の構成員として適切な行動ができるようになることをいう。以下同じ。)が十分に図られていない時点で販売等を行わないよう努めるとともに、購入者等に対し、社会化に関する情報を提供するよう努めなければならない。

- 3 動物取扱業者は、動物に起因する疾病の予防に努めるとともに、動物に起因する疾病に関する知識の習得に努めなければならない。

第2章 動物の適正な飼養

(飼い主の遵守事項)

第8条 飼い主は、動物を適正に飼養するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 動物にえさ及び水を適正に与えること。
- (2) 人と動物とに共通する感染症について正しい知識を持ち、その感染の予防に注意を払うこと。
- (3) 動物の健康状態を把握し、異常を認めた場合は、獣医師による治療を受けさせる等必要な措置を講じること。
- (4) 動物を適正に飼養できる施設を設けること。
- (5) 動物の汚物及び汚水を適正に処理し、施設及びその周辺を常に清潔にするとともに、害虫の発生防止及び駆除に努めること。
- (6) 動物が公共の場所並びに他人の土地及び物件を不潔にし、又は損傷しないようにすること。
- (7) 動物の異常な鳴き声、体臭、羽毛等により他人に迷惑をかけないこと。
- (8) 動物が逸走した場合は、自ら搜索し、捕獲すること。

2 飼い主は、自ら飼養する動物が人に危害を加えたとき(第10条第1項に該当する場合を除く。)は、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(犬の飼い主の遵守事項)

第9条 犬の飼い主は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 人の生命、身体及び財産を侵害し、かつ、逸走するおそれがないよう、犬をさく、檻その他の囲いの中で飼養し、又は綱、鎖等で固定物に確実につないで飼養すること。ただし、次のアからエまでのいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - ア 警察犬、盲導犬、介助犬、聴導犬等をその目的のために使用する場合
 - イ 犬を制御できる者が、人の生命、身体及び財産に対する侵害のおそれのない場所並びに方法で犬を訓練する場合
 - ウ 犬を制御できる者が、犬を綱、鎖等で確実につなぐ等の方法で連れ出す場合
 - エ その他人の生命、身体及び財産に対する侵害又は逸走のおそれのない場合として規則で定めるとき。
- (2) 犬を連れ出すときは、当該犬が排せつしたふんを処理するための用具を携行し、その汚物を適切に処理すること。
- (3) 犬をその種類、健康状態等に応じて適正に運動させること。
- (4) 人の生命、身体及び財産を侵害し、並びに他人に迷惑を及ぼすことのないよう犬に適切なしつけを施すこと。
- (5) 犬を飼養していることを明らかにするための標識を、施設のある土地又は建物の出入口付近の外部から見やすい箇所に掲示すること。

(こう傷犬の届出等)

第10条 犬の飼い主は、自ら飼養する犬が人をかんだときは、直ちにその旨を市長に届け

出なければならない。

- 2 人をかんだ犬の飼い主は、当該犬をそのかんだ日から2週間以上堅固な口輪をかけ、特に注意して飼養しなければならない。

(こう傷犬の検診等)

第11条 人をかんだ犬の飼い主は、当該犬について狂犬病その他規則で定める疾病(以下「狂犬病等」という。)の有無を確認するため、直ちに当該犬を獣医師に検診させなければならない。

- 2 前項の規定による検診を行った獣医師は、当該検診の結果を市長に報告しなければならない。

- 3 人をかんだ犬の飼い主は、犬にかまれた者から当該犬に係る狂犬病等の有無について獣医師の診断書の交付を求められた場合は、速やかにこれを交付しなければならない。

(ねこの飼い主の遵守事項)

第12条 ねこの飼い主は、排便のしつけを行う等周辺環境に配慮した適正な飼養を行うことにより他人に迷惑をかけないように努めなければならない。

- 2 ねこの飼い主は、ねこの健康と安全を保持する観点から、屋内での飼養に努めなければならない。

- 3 ねこの飼い主は、やむを得ない事情により屋内での飼養によることができない場合にあっては、生殖を不能にする手術その他の繁殖を防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

- 4 ねこの所有者は、ねこについてその所有者を明らかにするため、ねこに名札を装着する等の措置を講じるよう努めなければならない。

第3章 特定動物の適正な飼養

(特定動物の飼養許可)

第13条 特定動物を飼養しようとする者は、あらかじめ、当該特定動物の種類ごとに、その飼養について市長の許可を受けなければならない。ただし、公立動物園において飼養する場合その他規則で定める場合は、この限りでない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 飼い主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

(2) 特定動物の種類

(3) 特定動物の数

(4) 施設の所在地

(5) 施設の規模及び構造

(6) その他規則で定める事項

(許可の要件)

第14条 市長は、前条第1項の許可を受けようとする者が特定動物を適正に飼養し、かつ、規則で定める基準に適合する施設を設置するものであると認めるときでなければ、当該許可をしてはならない。

(変更の許可及び届出)

第15条 第13条第1項の許可を受けた者(以下「特定動物飼養者」という。)は、同条第

2 項第 3 号から第 5 号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な事項を変更しようとするときは、この限りでない。

2 前条の規定は、前項の許可について準用する。

3 特定動物飼養者は、第13条第 2 項第 1 号若しくは第 6 号に掲げる事項又は第 1 項ただし書の規則で定める軽微な事項を変更したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(地位の承継)

第16条 特定動物飼養者について相続、合併又は分割があったときは、相続人(相続人が 2 人以上である場合にあっては、その全員の同意により、当該特定動物飼養者の施設において特定動物の飼養の全部を承継すべき相続人として選定された者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該特定動物飼養者の施設において特定動物の飼養の全部を承継した者は、当該特定動物飼養者の地位を承継する。

2 前項の規定により特定動物飼養者の地位を承継した者は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(施設内の飼養等)

第17条 特定動物飼養者は、特定動物を第13条第 1 項の許可に係る施設内で飼養しなければならない。ただし、特定動物を疾病の治療のため診療施設に移送する場合その他規則で定める場合で、人の生命、身体及び財産に対する侵害のおそれがない方法で取り扱うときは、この限りではない。

(許可の取消し)

第18条 市長は、特定動物飼養者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第13条第 1 項の許可を取り消すことができる。

(1) 当該許可に付された条件に違反したとき。

(2) 第14条に規定する許可の要件を満たさなくなったと認められるとき。

(3) 前条の規定に違反したとき。

(4) 特定動物の飼養を引き続いて 1 年以上休止したとき。

2 特定動物飼養者は、前項(第 4 号を除く。)の規定により許可を取り消されたときは、直ちに、当該特定動物を適正に飼養することができる者への引渡し又は当該特定動物の殺処分を行わなければならない。

3 第 1 項の規定による許可の取消しによって特定動物飼養者が損害を受けても、本市はその責めを負わない。

(廃止及び休止の届出)

第19条 特定動物飼養者は、特定動物の飼養を廃止し、又は休止したときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(標識)

第20条 特定動物飼養者は、特定動物の施設のある土地又は建物の出入口等の外部から見やすい箇所に、これを飼養している旨の標識を掲示しなければならない。

(緊急時の措置等)

第21条 特定動物の飼い主は、地震、火災等の災害の発生により特定動物が逸走し、人の生命、身体及び財産を侵害することがないように、あらかじめ必要な措置を定めておかな

ければならない。

- 2 特定動物の飼い主は、特定動物が逸走したときは、直ちに、規則で定めるところにより市長にその旨を通報するとともに、当該特定動物を自ら搜索し、捕獲する等、人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止するために必要な措置をとらなければならない。
- 3 特定動物の飼い主は、前項の措置をとったときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

第4章 動物取扱業の規制

(動物取扱業の登録)

第22条 動物取扱業を営もうとする者は、施設を設置する事業所ごとに、あらかじめ、市長の登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
 - (2) 施設を設置する事業所の名称
 - (3) 施設を設置する事業所の所在地
 - (4) 事業の種類
 - (5) 主として取り扱う動物の種類及び標準的な取扱数
 - (6) 施設の構造及び規模
 - (7) 第29条第1項の規定に基づき設置する動物取扱主任者の氏名及び動物取扱主任者登録番号
 - (8) その他規則で定める事項

(登録事項及び動物取扱業登録証の交付等)

第23条 市長は、前条第2項の申請書の提出があったときは、同項各号に掲げる事項、登録年月日及び登録番号を登録するものとする。

- 2 市長は、前条第1項の規定による登録を行ったときは、規則で定める事項を記載した動物取扱業登録証を動物取扱業者に交付するものとする。
- 3 動物取扱業者は、動物取扱業登録証を破損、汚損又は紛失したときは、動物取扱業登録証の再交付を市長に申請しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定による再交付の申請があったときは、動物取扱業登録証を再交付するものとする。

(動物取扱業登録証の掲示)

第24条 動物取扱業者は、動物取扱業登録証を事業所の見やすい箇所に掲示しなければならない。

(登録の変更及び廃止)

第25条 動物取扱業者は、第22条第2項各号(第3号を除く。)に掲げる事項を変更したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

- 2 動物取扱業者は、第22条第1項の登録に係る施設の使用を廃止したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出るとともに、動物取扱業登録証を市長に返納しなければならない。

(登録の抹消)

第26条 市長は、動物取扱業者から前条第2項の規定による廃止の届出があったときは、

第22条第1項の登録を抹消するものとする。

(地位の承継)

第27条 動物取扱業者について相続、合併又は分割があったときは、相続人(相続人が2人以上である場合にあっては、その全員の同意により、当該動物取扱業を承継すべき相続人として選定された者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該動物取扱業を承継した者は、その動物取扱業者の地位を承継する。

2 前項の規定により動物取扱業者の地位を承継した者は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(基準遵守義務)

第28条 動物取扱業者は、動物の健康及び安全の保持、動物による危害の防止並びに施設周辺の良好な生活環境の維持のために、施設の構造、その取り扱う動物の管理方法等に関し規則で定める基準を遵守しなければならない。

(動物取扱主任者の設置及び役割)

第29条 動物取扱業者は、動物を適正に管理するため、その施設ごとに専任の動物取扱主任者を置かなければならない。

2 前項の規定は、個人である動物取扱業者が自ら専任の動物取扱主任者となることを妨げない。

3 動物取扱業者は、動物取扱主任者の氏名を事業所の見やすい箇所に掲示しなければならない。

4 動物取扱主任者は、当該動物取扱業においてこの条例又はこの条例の規定に基づく命令若しくは処分を遵守するよう動物又は施設の管理にかかわる者を監督しなければならない。

5 動物取扱主任者は、動物又は施設の管理に関して不備があること等を発見した場合は、動物取扱業者に対して、当該不備を改善する必要があることその他動物又は施設を適切に管理するために必要な事項について報告しなければならない。

6 動物取扱業者は、前項の規定による報告に対して速やかに対処し、必要な措置をとるよう努めなければならない。

7 動物取扱主任者は、動物を適正に飼養するための知識の習得に努めなければならない。

(動物取扱主任者の資格)

第30条 市が主催する動物取扱主任者講習会の課程を修了した者又はこれに準じる者として規則で定める者であって、成年被後見人又は満18歳に満たない者のいずれにも該当しない者は、動物取扱主任者となることができる。

(動物取扱主任者証の交付)

第31条 動物取扱主任者になろうとする者は、市長から動物取扱主任者証の交付を受けなければならない。

2 前項の動物取扱主任者証の交付を受けようとする者は、規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、同項に規定する規則で定める事項、登録年月日及び登録番号を登録するものとする。

4 市長は、前項の規定による登録を行ったときは、規則で定める事項を記載した動物取扱主任者証を当該登録を受けた者に交付するものとする。

- 5 動物取扱主任者は、動物取扱主任者証を破損、汚損又は紛失したときは、動物取扱主任者証の再交付を市長に申請しなければならない。
- 6 市長は、前項の規定による再交付の申請があったときは、動物取扱主任者証を再交付するものとする。
- 7 第3項の規定により登録された者は、第2項に規定する規則で定める事項を変更したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

第5章 犬及びねこの引取り等

(犬及びねこの引取り)

第32条 市長は、犬又はねこの引取りをその所有者から求められた場合において、当該所有者が継続して飼養することができないことについてやむを得ない理由があると認めるときは、これを引き取るものとする。

2 市長は、所有者の判明しない犬又はねこの引取りをその拾得者から求められた場合において、当該犬又はねこを引き取ることがやむを得ないと認めるときは、これを引き取るものとする。

3 市長は、前2項の規定により犬又はねこを引き取るときは、その所有者又は拾得者に対し、日時、場所その他これを引き取るために必要な指示をすることができる。

(野犬等の捕獲等)

第33条 市長は、野犬(飼い主がない犬をいう。)又は逸走している犬(以下「野犬等」という。)を、その職員をして捕獲させることができる。

2 前項の規定により野犬等の捕獲を行う職員は、当該業務に従事する職員であることを証する証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 職員は、捕獲のため追跡中の野犬等がその飼い主その他の者の土地、建物等に入った場合において、これを捕獲するためやむを得ないと認めるときは、合理的に必要であると判断される限度において、当該土地、建物等(人の住居を除く。)に立ち入ることができる。ただし、当該土地、建物等の管理者又はこれに代わるべき者が正当な理由により拒んだときは、この限りでない。

4 市長は、第1項の規定による捕獲をさせる場合において、野犬等が人の生命、身体及び財産を侵害するおそれが強く、かつ、通常の方法によっては野犬等を捕獲することが困難であると認めるときは、区域及び期間を定めて、安全を確保できる方法により薬物を使用することができる。

5 市長は、前項の規定により薬物を使用するときは、あらかじめ当該区域及びこれに隣接する区域の住民に対し、薬物を使用する区域、期間、方法その他必要な事項を周知しなければならない。

6 第4項に規定する薬物による野犬等の捕獲は、薬物を混ぜたえさを道路、公園、堤防その他適当な地表に置き当該野犬等に摂取させることにより行うものとする。

7 何人も、前項の規定により置かれた薬物を混ぜたえさを捨て、移動させ、又は埋めてはならない。

(抑留及び譲渡)

第34条 市長は、第32条第2項の規定により引き取った犬又は前条第1項の規定により捕獲させた野犬等を抑留するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により抑留した犬の飼い主が判明しているものについては当該飼い主にこれを引き取るべき旨の通知を行い、飼い主が判明していないものについては抑留している旨の掲示を捕獲させた日から2日間規則で定める方法により行うものとする。
- 3 市長は、前項の通知又は掲示をした場合において、飼い主が、当該通知を受け取った日又は当該掲示の期間満了の日後1日以内に引き取らないときは、規則で定めるところにより当該抑留した犬を処分することができる。ただし、飼い主がやむを得ない理由によりこの期間内に引き取ることができない旨及び相当の期間内に引き取る旨を申し出たときは、その申し出た期間が経過するまでは処分しないものとする。
- 4 市長は、第32条第1項若しくは第2項の規定により引き取った犬若しくはねこ又は前条第1項の規定により捕獲させた野犬等について、その飼養を希望する者からの申し出があったときは、その者に当該動物を無償で譲渡することができる。この場合において、市長は、当該飼養を希望する者が当該動物を適正に飼養できると認めるときに限りこれを行うものとする。

第6章 勧告、命令等

(勧告、命令等)

- 第35条 市長は、動物が人に危害を加えたとき又は加えるおそれがあると認めるときは、当該動物の飼い主に対し、期限を定めて、次に掲げる措置のうち必要と認めるものを講じるよう勧告することができる。
- (1) 動物を人の生命、身体及び財産を侵害し、かつ、逸走するおそれがないようにさく、檻その他の囲いの中で飼養し、又は鎖等で固定物に確実につないで飼養すること。
 - (2) 動物に口輪等をつけること。
 - (3) 施設を設置し、又は改善すること。
 - (4) 動物を殺処分すること。
 - (5) その他動物の管理上必要な措置
- 2 市長は、犬の飼い主が第8条第1項第5号若しくは第6号又は第9条第1号若しくは第2号の規定に違反していると認めるときは、当該飼い主に対し、期限を定めて、当該違反行為を是正することその他当該犬の管理上必要な措置を講じるよう勧告することができる。
 - 3 市長は、特定動物飼養者が第17条の規定に違反していると認めるときは、当該特定動物飼養者に対し、期限を定めて、次に掲げる措置のうち必要と認めるものを講じるよう勧告することができる。
 - (1) 当該違反行為を是正すること。
 - (2) 当該特定動物を殺処分すること。
 - (3) その他当該特定動物の管理上必要な措置
 - 4 市長は、動物取扱業者が第28条の規定に違反していると認めるときは、当該動物取扱業者に対し、期限を定めて、施設の構造、その取り扱う動物の管理方法等を改善するよう勧告することができる。
 - 5 市長は、前各項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべきことを命じること

ができる。

- 6 市長は、前項の規定による命令（第4項の規定による勧告に係るものに限る。）を受けた者が正当な理由なく当該命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

第7章 雑則

（立入検査等）

第36条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、飼い主又は動物取扱業者に対し、施設の状況、動物の管理方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、施設その他の物件を検査させ、若しくは関係人に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査等を行う職員は、当該業務に従事する職員であることを証する証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（動物愛護指導員）

第37条 市長は、前条第1項の規定による立入検査等、動物の飼養状況の監視その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護指導員を任命する。

- 2 動物愛護指導員は、市の職員であって獣医師等動物の適正な飼養に関し専門的な知識を有する者をもって充てる。

（動物愛護相談員）

第38条 市長は、第33条及び前条第1項に規定する事務のうち市長が別に定める事務を行わせるため、動物愛護相談員を任命する。

- 2 動物愛護相談員は、市の職員であって動物の適正な飼養に関し専門的な知識を有する者をもって充てる。

（手数料）

第39条 別表対象者の欄に掲げる者は、それぞれ同表に定める名称及び額の手数料を、同表に定める時期に納付しなければならない。

（委任）

第40条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第8章 罰則

第41条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第13条第1項の規定に違反して特定動物を飼養した者
- (2) 第35条第5項の規定による命令(同条第3項の規定による勧告に係るものに限る。)に違反した者

第42条 第35条第5項の規定による命令(同条第4項の規定による勧告に係るものに限る。)に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

第43条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第22条第1項の登録を受けずに動物取扱業を営んだ者又は虚偽の申請をして同項の登録を受けた者
- (2) 第25条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(3) 第36条第1項の規定による報告をせず，若しくは虚偽の報告をし，又は同項の規定による立入検査等を拒み，妨げ，若しくは忌避した動物取扱業者

第44条 次の各号のいずれかに該当する者は，10万円以下の罰金又は科料に処する。

(1) 第35条第5項の規定による命令（同条第2項の規定による勧告に係るものに限る。）に違反した者

(2) 人に危害を加えたことがある犬又は人に危害を加えるおそれが著しい犬を逸走させた者

第45条 次の各号のいずれかに該当する者は，5万円以下の罰金又は科料に処する。

(1) 第8条第2項の規定に違反した者

(2) 第10条第1項又は第11条第1項の規定に違反した者

(3) 第15条第1項の規定に違反して変更の許可に係る行為（特定動物の数の変更にあつては，当該特定動物の数を増加した場合に限る。）をした者

(4) 第21条第2項の規定による通報をしなかった者

(5) 第21条第3項の規定による届出をせず，又は虚偽の届出をした者

(6) 第33条第7項の規定に違反して薬物を混ぜたえさを捨て，移動させ，又は埋めた者

(7) 第36条第1項の規定による報告をせず，若しくは虚偽の報告をし，又は同項の規定による立入検査等を拒み，妨げ，若しくは忌避した飼い主

第46条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人，使用人その他の従業員が，その法人又は人の業務に関して，第41条から前条までの違反行為をしたときは，行為者を罰するほか，その法人又は人に対しても，各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

第47条 第25条第2項又は第27条第2項の規定による届出をせず，又は虚偽の届出をした者は，5万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は，平成17年1月1日から施行する。ただし，次の各号に掲げる規定は，当該各号に定める日から施行する。

(1) 第3章，第35条第3項，第41条及び第45条第3号から第5号まで並びに附則第5項及び附則第10項並びに別表（特定動物飼養許可申請手数料に係る部分に限る。）の規定 規則で定める日

(2) 第22条から第28条まで，第29条第1項から第6項まで，第35条第4項，第42条，第43条及び第47条並びに附則第6項の規定 平成17年7月1日

（福岡市畜犬等取締り条例の廃止）

2 福岡市畜犬等取締り条例（昭和35年福岡市条例第23号）は，廃止する。

（経過措置）

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の福岡市畜犬等取締り条例（次項において「旧条例」という。）第9条第1項の規定により抑留されている犬は，第34条第1項の規定により抑留されている犬とみなす。

4 この条例の施行の際現に旧条例の規定によりなされた処分，手続その他の行為は，この条例の相当規定によりなされた処分，手続その他の行為とみなす。

- 5 附則第1項第1号に掲げる規定の施行の際現に福岡県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和53年福岡県条例第39号）第6条第1項の許可を受けて特定動物を飼養している者は、第13条第1項の許可を受けたものとみなす。
- 6 平成17年7月1日前に動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第8条第1項の規定による届出をしている者は、第22条第1項の登録を受けている者とみなす。
- 7 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 8 附則第3項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。
（人に優しく安全で快適なまち福岡をつくる条例の一部改正）
- 9 人に優しく安全で快適なまち福岡をつくる条例（平成14年福岡市条例第59号）の一部を次のように改正する。
第3条中「福岡市畜犬等取締り条例（昭和35年福岡市条例第23号）」を「福岡市動物の愛護及び管理に関する条例（平成16年福岡市条例第 号）」に改める。
（福岡市衛生関係手数料条例の一部改正）
- 10 福岡市衛生関係手数料条例（平成12年福岡市条例第12号）の一部を次のように改正する。
別表中60の項を削り、61の項を60の項とし、62の項から79の項までを1項ずつ繰り上げ、同表備考中第2号を削り、第3号を第2号とする。

別表

対象者	名称	額	時期
第13条第1項の許可を受けようとする者	特定動物飼養許可申請手数料	1件につき 15,000円	当該許可の申請のとき
第34条第2項の規定による引取りをする犬の飼い主	抑留犬飼養手数料	1頭1日につき 350円	当該引取りをするとき
	抑留犬返還手数料	1頭につき 4,000円	

備考

特定動物飼養許可申請手数料については、2以上の種類の特定動物の飼養許可の申請が同時になされたときは、これらの申請は、1件とする。